

## 公立大学法人高知工科大学業務方法書（案）

### （目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、公立大学法人高知工科大学（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

### （業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により高知県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

### （大学の設置及び運営）

第3条 法人は、文化及び科学技術の発展に貢献する知の拠点として、広い分野の知識及び高度で専門的な学術を教授し、豊かな人間性及び高い専門性を備え、新しい時代を切り開く広い視野を持つ有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として優れた教育研究の成果を社会に還元し、もって高知県民の生活及び文化の向上の寄与するため、大学を設置し、これを運営するものとする。

### （業務の委託）

第4条 法人は、その業務の効率的かつ効果的な運用に資すると認めるときは、業務の一部を法人以外の者に委託することができる。

### （委託契約）

第5条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

### （契約の方法）

第6条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

### （雑則）

第7条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

### 附 則

この業務方法書は、高知県知事の認可があった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。